

景観の形成等に関する条例の新たな制度の創設

別紙

I 景観形成地区等の中で、「立ち止まって見たい！撮りたい！感じたい！」そんなところを指定見ごたえのある、素晴らしい建造物等が集まる区域の指定制度を創設

背景①「ひょうごの景観ピューポイント150選」への県民の興味深さを認識

「景観形成重点区域」指定制度 ～立ち止まって見たい、撮りたい、感じたい兵庫～

【趣旨】

景観形成地区または広域景観形成地域（景観形成地区等）内で、特に優れた景観の区域を重点的に整備し、県民等が訪れる目標となる地区の顔づくりを推進

【概要】

特に優れた景観の区域を「景観形成重点区域」として指定して、建造物などの整備を支援することにより、地区の顔づくりを推進し、積極的にPRする。

(1) 指定

①視点場：景観形成重点区域を特に良好に展望できる地点（「ひょうごの景観ピューポイント150選」を想定）

②景観形成重点区域：景観形成地区等内の特に優れた景観の形成を図る必要がある区域

③景観形成重点基準：建築物等の屋根・外壁等に関する事項を定めた景観形成基準のうち、特に景観形成に必要な事項を規定（例：屋根は和瓦葺き、外壁は漆喰・板張等）

(2) 建築行為の指導等

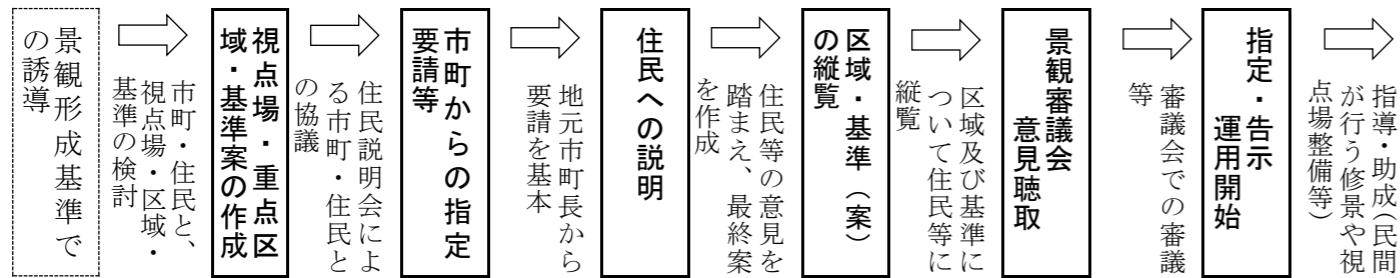
景観形成地区等内での建築物等の増築、大規模な修繕等に関する届出への指導に加え、基準に適合しない場合には、改善の要請や、命令することも可能

(3) 支援（景観形成支援事業）

①景観形成重点区域内の建築物等の修景に関して、これまで以上の助成

②視点場への標識設置及び民間が行う環境整備へ助成

【指定フロー】



（参考）イメージ

●歴史的景観形成地区

城下町と宿場町の歴史的な建造物が建ち並ぶまちなみと川端風景



II 昭和レトロなどのテーマで、地域をまたがる景観をシリーズ化やストーリー化して登録日本遺産の“景観版”登録制度の創設

背景①コロナ禍にも強い（密でない）、②兵庫のゆたかさ県民意識調査（地域への愛着、きれいなまちなみ：7割弱）

「景観遺産」登録制度

【趣旨】

身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知することで、ふるさと意識を啓発し、地域の活性化につなげる

【概要】

これまで扱ってこなかった地域特有・特異な景観（昭和レトロな商店街等）や日常に隠れた何気ない景観を「景観遺産」として登録し、情報発信

(1) 登録

次のような建造物（集団含む）、樹木（集団含む）で、地域の景観の形成に有用な役割を果たすものをシリーズ化、ストーリー化して登録。現状変更等の届出要。必要に応じて指導・助言することも可能

①地域特有または特異な外観や意匠を有する景観

（昭和レトロな商店街・古い銭湯・社宅、のこぎり屋根、工場地帯（夜景）等）

②地域特有の歴史的または文化的な背景を有する景観

（漁村・漁港、陣屋、素麺・皮革・縮麺等地場産業工場群等）

（災害復興、○○家一族物語、旧○○街道物語等）

③その他、日常に隠れ、見過ごされてきた地域特有の景観

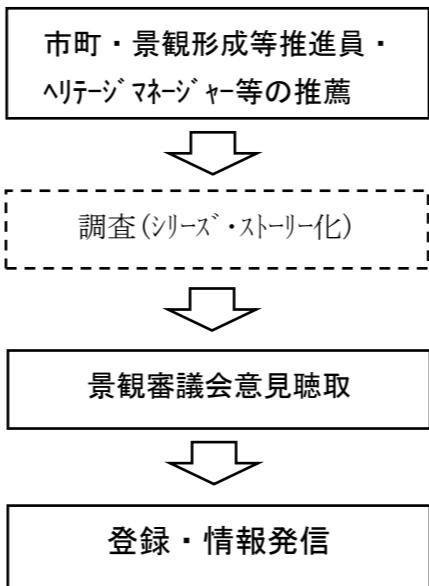
（酒蔵、学校、ミュージアム、城、橋、桜等）

(2) 情報発信等による支援

①アニメ等動画作成（若年世代の景観の教育）、SNS（インスタ（フォワー1万人超）、twitter等）

②地域・まちの活性化に向けたアドバイザー派遣（景観形成支援事業）

【登録フロー】



（参考）イメージ

●昭和レトロな木造社宅群（シリーズ）



●奇跡的に残った武家屋敷群（ストーリー）



効果

- 1 景観形成地区等の顔づくり、情報発信の重要な素材づくり
- 2 県民等が訪れる目標、この場所で何をどう見るのかの標（しるべ）

効果

- 1 県民等へ身近な景観の意義・良さの認識を啓発、地域おこしのお手伝い
- 2 「景観遺産」から「景観形成地区等」へ